

株 主 各 位

兵庫県伊丹市北伊丹八丁目10番地1  
**〇 K K 株 式 会 社**  
取締役社長 宮 島 義 嗣

## 第161回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第161回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2019年6月25日（火曜日）午後5時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月26日（水曜日）午前10時  
(受付開始 午前9時30分)
2. 場 所 兵庫県伊丹市宮ノ前一丁目1番3号  
東りいたみホール 6階 中ホール

### 会場変更

会場が昨年と異なりますので、ご来場の際は、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違えないようご注意ください。

### 3. 目的事項 報告事項

1. 第161期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）  
事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告の件
2. 会計監査人および監査等委員会の第161期連結計算書類  
監査結果報告の件

### 決議事項

- 第1号議案
- 第2号議案
- 第3号議案
- 第4号議案
- 第5号議案

### 第6号議案

剰余金の処分の件  
取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件  
監査等委員である取締役1名選任の件  
取締役等に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件  
取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件  
監査等委員である取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

- ~~~~~
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。  
また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
  - 事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類の記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.okk.co.jp>) に掲載いたしますのでご了承ください。
  - 本株主総会終了後、同会場において会社説明会を開催いたしますので、引き続きご参加くださいますようお願い申し上げます。
  - 第161回定時株主総会招集ご通知より、日付の表示方法を和暦表示から西暦表示に変更しております。

## 事業報告

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過および成果

当事業年度における世界経済は、米中の貿易摩擦による懸念はあるものの米国では、自動車、航空機関連を中心に幅広い分野において需要が高水準に推移し、欧州は主要国において、自動車関連や航空機関連などの設備投資が総じて好調を維持しました。アジアは、中国で景気減速懸念など不透明な状況が続きましたが、その他の新興国においては緩やかな回復傾向がみられました。我が国経済は、年度後半からは先行きの不透明さなどから設備投資について慎重さが増しましたが、工作機械の需要は底堅く推移しました。

このような状況下、当社グループでは、中長期経営計画「Neo Challenge (ネオチャレンジ)」のファーストステージ(2016年4月～2020年3月)の方針である「事業基盤の更なる強化と新事業への挑戦」のもと、生産、営業活動において新規プロジェクトを立ち上げ改革を進めるなど、さまざまな施策に取り組みました。

主力の工作機械部門では4月に大阪で開催されたINTERMOLD 2018(第29回金型加工技術展)に、高剛性・高能率加工を実現する立形マシニングセンタVM53Rと高速・高効率で工程集約が可能な5軸制御立形マシニングセンタVC-X350の2台を出展し、また9月にシカゴで開催されたIMTS 2018(シカゴ国際工作機械見本市)には、航空機部品等の加工に対し工程集約を可能にする5軸制御マシニングセンタ3機種(HM-X8000、VG5000、VC-X350)を出展し、更なる拡販に努めました。11月に東京で開催されたJIMTOF 2018(第29回日本国際工作機械見本市)には、「高剛性の継承と発展、つながる未来」をテーマとして、金型、精密部品向けに高品位な加工を実現する新機種の立形マシニングセンタVB53αを含む5機種(VM53R、VC-X350、MCH5000R、VP1200GC)を出展するとともに、ロボットによる省人化や「手軽さ」「導入しやすさ」をコンセプトに開発されたIoT製品など自動化・無人化に向けた提案を行い、多くの来場者にOKKブランドをアピールしました。さらに国内の東西2拠点においてプライベート・ショーを開催するなど、国内外の展示会に幅広く出展し、積極的な営業活動を展開しました。

しかしながら、上半期については、国内、海外ともに受注は堅調でありましたが、北米での販売が計画通りに進まなかったこと、主要部品の長納期化による生産の遅れ、さらには原材料費の高騰や人件費の負担増、荷造運送費、外注加工費などの経費増加により、売上高、利益ともに低調に推移しました。また、下半期については、製品価格の値上げや部品購買先を複数化するなどサプライチェーン強化への取り組みや生産計画の見直し等により生産性が向上し、売上高、利益は比較的堅調に推移したものの、低調であった上半期の落ち込みをカバーするには至りませんでした。

これらの結果、売上高は26,464百万円（前年度比0.6%減）となり、営業利益は814百万円（前年度比13.8%増）、経常利益は703百万円（前年度比42.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は577百万円（前年度比63.9%増）となりました。

部門別連結売上高および概要は次のとおりであります。

部 門	金 額	前年度比増減率	構成比
	百万円	%	%
工 作 機 械	25,194	△0.4	95.2
そ の 他	1,269	△4.1	4.8
合 計	26,464	△0.6	100.0
(う ち 海 外)	(10,190)	(△7.8)	(38.5)

#### ●工作機械

国内は一般機械、自動車、半導体関連向けの販売に注力し、売上高は15,063百万円（前年度比5.1%増）となりました。海外については、欧州の航空機関連が堅調に推移しましたが、北米での販売が計画通りに進まなかったため、売上高は10,131百万円（前年度比7.6%減）となりました。

この結果、工作機械全体の売上高は25,194百万円（前年度比0.4%減）、営業利益は967百万円（前年度比18.9%増）となりました。

#### ●その他

売上高は1,269百万円（前年度比4.1%減）、営業利益は47百万円（前年度比29.3%減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度において実施いたしました設備投資等の総額は423百万円であり、主なものは次のとおりであります。

当事業年度中に完成した主要設備

- ・コールセンターシステム設備更新、機械設備更新、猪名川製造所内のインフラ整備ならびに子会社等を含めた機械装置および工具等

当事業年度継続中の主要設備の新設、拡充

- ・機械設備更新と保全、環境に配慮した構内照明のLED化等の他、猪名川製造所内のインフラ整備ならびに子会社等を含めた機械装置および工具等

(3) 資金調達の状況

当社は、資金の機動的かつ安定的な調達を図るため、取引金融機関7行との間に、総額15億円のシンジケーション方式によるコミットメントライン契約を締結しております。なお、当事業年度末において当該契約に基づく借入実行残高はありません。

(4) 財産および損益の状況の推移

区 分	第158期 (2015年4月から 2016年3月まで)	第159期 (2016年4月から 2017年3月まで)	第160期 (2017年4月から 2018年3月まで)	第161期(当期) (2018年4月から 2019年3月まで)
売 上 高 百万円	26,735	23,642	26,621	26,464
経常利益又は経常損失 百万円	839	△443	493	703
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失 百万円	557	△410	352	577
1株当たり当期純利益又は当期純損失 円	70.53	△51.91	44.59	73.09
総 資 産 百万円	48,074	50,648	49,505	49,314
純 資 産 百万円	21,733	21,238	21,360	21,521

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失は期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。
2. 当社は、2017年10月1日付で普通株式10株を1株の割合で株式併合を行っております。第158期の期初に当該株式併合が行われたと仮定して1株当たり当期純利益又は当期純損失を算出しております。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号平成30年2月16日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、第158期から第160期の総資産の額については、当該会計基準等を遡及して適用した後の数値を記載しております。

## (5) 対処すべき課題

今後の見通しといたしましては、世界経済においては、米国、欧州は引き続き自動車・航空機を中心に高い水準で推移するものと思われます。中国では米国との貿易摩擦による影響が続くと予想されますが、アジア新興国においては緩やかな成長が継続すると思われます。また我が国経済も先行きの不透明感からやや弱さがみられますが、一定の水準を維持するものと予想されます。

このような状況下、当社グループは2016年度より中長期経営計画「Neo Challenge (ネオチャレンジ)」を策定し、「事業基盤の更なる強化と新事業への挑戦」をファーストステージのテーマとして改革に取り組んでおり、本年度はそのファーストステージの最終年度として、現在まで取り組んできたさまざまな施策を推し進め、計画の達成を目指してまいります。

当社では現在、改革の一環として委任型執行役員制度により、「取締役による意思決定および監督機能」と「業務執行機能」を分離させることで、業務執行責任の明確化と経営の効率化、意思決定の迅速化を図る取り組みを進めています。

また、本年4月より顧客サービスの強化推進のため、営業本部に属していたカスタマーサポート部を独立させ、取締役直轄とする機構改革を行いました。当社の最重要課題である「アフターサービスの更なる強化」に全社を挙げて取り組み、その実現のため、サービス員の増員、部品の早期供給化、迅速な納期回答等による体制の強化とともに、サービス部品在庫の最適化による安定運用を行います。アフターサービスに対しより一層注力することで、顧客満足度を向上させるとともに、収益を確保できる体制の構築を図ります。

営業活動においては、北米では販売力強化のため販売体制の一新に取り組み、アジアではタイを拠点として東南アジアなどで拡販に努めてまいります。また、本年9月にドイツのハノーバーで開催されるEMO Hannover 2019（国際金属加工見本市）においては新機種の出展も予定しており、国内外に広くOKKブランドの浸透を図り積極的な拡販を行います。

生産面においては、生産やサービス滞留の原因となる欠品をあらゆる手段を講じて防止し、確実な品揃えのもと、短いリードタイムで製品を完成させることで、淀みのない生産体制の実現を目指します。

以上の施策に加え、従前より取り組んできました次の施策による収益効果により、中長期経営計画のファーストステージ最大の目標である営業利益率8%の達成に向け、邁進してまいります。

### ① 諸経費の見直し

あらゆる経費節減の上で、外注加工費や荷造運賃等の諸経費を徹底的に見直すことで収益の確保に努めます。

### ② 製品等の価格見直し

昨年7月および本年3月に機械本体の値上げを行いました結果、当期第4四半期以降の収益に効果があらわれております。また、本年4月にサービス部品価格の値上げを行いますので、さらなる収益の向上が見込まれます。引き続き採算を重視した拡販に努めます。

- ③アフターサービスの拡充に伴う、部品等の売上増加  
アフターサービスを拡充させる体制を整えましたので、今期より継続的にサービスならびに部品売上を増加させていきます。

## 【ご参考】

区分	第160期						
	第1	第2	上半期	第3	第4	下半期	通期
売上高 百万円	5,005	7,032	12,038	6,596	7,987	14,583	26,621
営業利益 百万円	△185	308	123	186	405	592	715
営業利益率 %	△3.7	4.4	1.0	2.8	5.1	4.1	2.7

区分	第161期						
	第1	第2	上半期	第3	第4	下半期	通期
売上高 百万円	5,426	6,412	11,839	7,523	7,100	14,624	26,464
営業利益 百万円	25	143	168	358	286	645	814
営業利益率 %	0.5	2.2	1.4	4.8	4.0	4.4	3.1

区分	第162期(計画)		
	上半期	下半期	通期
売上高 百万円	12,000	13,000	25,000
営業利益 百万円	600	1,100	1,700
営業利益率 %	5.0	8.5	6.8

- (注) 1. 今後各四半期毎に、従来比5億円の部品販売増加により3%強の営業利益率の改善が見込めます。
2. 上半期でアフターサービス体制を定着化させ、下半期では加速的にアフターサービスの売上を増やしていく予定です。
3. 今回の公表数値と中長期経営計画ファーストステージの目標である通期の営業利益率8%とでは乖離が生じていますが、当社グループといたしましては8%を目指して努力してまいります。

また当社では、従業員が健康で活き活きと働けることが生産性の向上・技術の革新を生み、会社の健全な成長を支えると考えており、本年4月にOKK健康宣言を行いました。「従業員ひとりひとりの健康が、創造の原動力となる」を合言葉に一層の健康管理に努め、業務に励んでいく所存です。

引き続き全社一丸となってこれらの諸施策を着実に実行し、業績向上に努めてまいりますので、株主の皆様におかれましては、何とぞ変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 重要な子会社の状況 (2019年3月31日現在)

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
大豊機工株式会社	百万円 94	100.0 %	工作機械の一部の製造および 水道メーターの製造・販売
OKKテクノ株式会社	10	100.0	工作機械の部品の製造
OKK USA CORPORATION	千米ドル 2,750	100.0	工作機械の販売および技術サービス
OKK Machinery (THAILAND) Co.,Ltd.	百万タイバツ 232	97.4 (0.1)	工作機械の一部の製造・販売および 技術サービス

(注) 当社の出資比率の( )内は、間接所有割合で内数であります。

(7) 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

下記製品の製造および販売を行っております。

主要営業品目の主な内容は次のとおりであります。

工作機械 : マシニングセンタ、NCフライス盤

汎用フライス盤、専用工作機械

水道メーター : 各種水道メーター、上下水道計装システム

水道料金システム

(8) 主要な営業所および工場 (2019年3月31日現在)

① 当社の主要な営業所および工場

本店	兵庫県伊丹市
東京支店	埼玉県さいたま市
名古屋支店	愛知県名古屋市
広島営業所	広島県広島市
福岡営業所	福岡県福岡市
ソウル支店	大韓民国ソウル特別市
猪名川製造所	兵庫県伊丹市
東京テクニカルセンター	埼玉県さいたま市

(このほか国内各地に営業所を8カ所設置しております。)



②当社子会社の主要な営業所および工場

大豊機工株式会社	兵庫県豊岡市
OKKテクノ株式会社	兵庫県川西市
OKK USA CORPORATION	米国イリノイ州
OKK Machinery (THAILAND) Co.,Ltd.	タイ国バンコク都

(9) 従業員の状況 (2019年3月31日現在)

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前年度末比増減
782名	23名増

②当社の従業員の状況

従業員数	前年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
513名	27名増	40.3歳	15.1年

(注) 従業員数は、就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、企業集団の臨時従業員71名、当社の臨時従業員48名は含まれておりません。

(10) 主要な借入先 (2019年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社りそな銀行	2,389 <small>百万円</small>
株式会社みずほ銀行	1,220
株式会社西日本シティ銀行	863

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項（2019年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 24,000,000株

(2) 発行済株式総数 8,146,556株  
 （自己株式245,788株を含む。）

(3) 株主数 7,417名

### (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
○K K取引先持株会	460 <sup>千株</sup>	5.83 <sup>%</sup>
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	389	4.93
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	209	2.65
株式会社りそな銀行	169	2.15
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	155	1.97
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/ JASDEC/JANUS HENDERSON HORIZON FUND	146	1.85
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	117	1.48
○K K従業員持株会	115	1.46
○K K会持株会	112	1.42
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口1）	110	1.40

(注) 1. 持株比率は、自己株式数を控除して算出しております。

2. 当社は自己株式245千株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 当事業年度末日における取締役

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	宮島義嗣	
代表取締役	浜辺義男	専務執行役員経営企画室長兼品質保証部担当
取締役	森本佳秀	常務執行役員営業本部長 兼OKK USA CORPORATION担当
取締役	道岡幸二	上席執行役員猪名川製造所長兼管理本部長
取締役	大西賢治	上席執行役員技術本部長兼輸出管理部担当
取締役	桃井良和	上席執行役員生産本部長兼物流部長
取締役	近藤忠夫	株式会社日本触媒 名誉顧問 株式会社ダイセル 社外取締役
取締役	古川実	日立造船株式会社 相談役 池田泉州ホールディングス株式会社 社外取締役 ユニチカ株式会社 社外取締役
取締役 (常勤監査等委員)	梶尾茂樹	
取締役 (監査等委員)	三浦善弘	MYKアドバイザリー株式会社 代表取締役 公認会計士
取締役 (監査等委員)	岡田祐輝	弁護士法人御堂筋法律事務所パートナー 弁護士

- (注) 1. 取締役近藤忠夫および古川実、監査等委員である取締役三浦善弘および岡田祐輝の4氏は、社外取締役であります。
2. 監査等委員である取締役三浦善弘氏は、公認会計士の資格を有しており、豊富な海外での勤務経験ならびに財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は、取締役近藤忠夫、古川実および岡田祐輝の3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
4. 監査等委員会の監査の実効性を高めるため、梶尾茂樹氏を常勤の監査等委員として選定し、情報収集その他内部統制部門との連携を強化するものであります。
5. 取締役近藤忠夫および古川実、監査等委員である取締役三浦善弘および岡田祐輝の4氏の重要な兼職先と当社との間には、重要な関係はありません。

## (2) 当事業年度中の取締役の異動

### ①就任

2018年6月27日開催の第160回定時株主総会において、古川実氏が取締役に、岡田祐輝氏が監査等委員である取締役に選任され、就任いたしました。

### ②退任

2018年6月27日開催の第160回定時株主総会の終結の時をもって、監査等委員である取締役檜垣誠次氏が任期満了により退任いたしました。

### ③当事業年度中の地位・担当等の異動

氏名	新	旧	異動年月日
浜 辺 義 男	代表取締役専務執行役員 経営企画室長 兼品質保証部担当	代表取締役専務執行役員 経営企画室長兼経営管理 室長兼品質保証部担当	2018年4月1日
桃 井 良 和	取締役上席執行役員 生産本部長兼物流部長	取締役上席執行役員生産 本部長兼生産管理部長	2018年4月1日
森 本 佳 秀	取締役常務執行役員 営業本部長兼OKK USA CORPORATION担当	取締役常務執行役員 営業本部長	2018年5月18日

(注) 2019年4月1日付の役員人事に伴い、取締役の地位・担当は次のとおり変更となっております。

森本佳秀 取締役常務執行役員営業本部長兼カスタマーサポート部長

## (3) 責任限定契約の内容の概要

当社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する旨の契約（責任限定契約）を締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は、法令で定める最低責任限度額であります。

## (4) 取締役の報酬等の総額

区分	人員	報酬等の総額
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	8名 (2名)	95百万円 (9百万円)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	4名 (3名)	24百万円 (10百万円)

(注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
2. 上記の人数には2018年6月27日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員）1名を含んでおります。

【ご参考：取締役報酬額の算定方法の決定方針】

本株主総会にて株式報酬制度の導入に係る議案が承認された場合、コーポレートガバナンスに基づく取締役報酬額の算定方法の決定方針は、以下の通りとなります。

1. 取締役(監査等委員及び社外取締役を除く。)及び執行役員は、業績の反映と株主との価値の共有という観点から、月額報酬、株式報酬(持株口)、役員賞与、業績連動報酬、株式報酬(業績連動口)から構成しております。
2. 株式報酬(持株口)は、当社株式にて支給します。
3. 役員賞与は、株主との価値の共有に基づき、配当を実施した年度に限り報酬として支払います。
4. 業績連動報酬は、取締役を対象とし、営業利益の公表数値を達成した場合、役職毎に定めた割合の加算額を月額報酬に加算して支給します。役職毎の割合は別途、社内ルールにて定めます。
5. 株式報酬(業績連動口)は、中長期的な業績向上を目的とし、中長期経営計画を達成した都度、取締役と上席執行役員に当社株式を支給します。
6. 月額報酬、役員賞与、業績連動報酬及び株式報酬(業績連動口)の配付株式数について、妥当性と手続きの透明性を確保するため、社内ルールに基づき社長が報酬案を作成し、指名報酬委員会に諮り、株主総会で決議された総額の範囲内で、その配分を取締役会にて決定します。
7. 社外取締役(監査等委員を除く。)の報酬は、業務執行部門からの独立性を確保する観点から、月額報酬のみとします。その報酬額は、配分の考え方を説明したうえで、取締役会において、株主総会にて決議された報酬の範囲内でその配分を決定します。
8. 監査等委員の報酬は、監査業務や業務執行の監督等の職務の適正性を確保する観点から、月額報酬のみとします。但し、常勤の監査等委員に限り、株式報酬(持株口)も支給します。報酬額は、株主総会にて決議された報酬の総額の範囲内で、それぞれの監査等委員の役割・職務の内容を勘案し、常勤及び非常勤を区分のうえ、監査等委員会の協議により決定するものとします。

(5) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	近藤 忠夫	取締役会13回中13回に出席し、主に企業経営者としての豊富な経験と見識に基づき、適宜発言を行っております。
	古川 実	取締役就任後に開催された取締役会10回中10回に出席し、主に企業経営者としての豊富な経験と見識に基づき、適宜発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	三浦 善弘	取締役会13回中13回、監査等委員会15回中15回の全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。
	岡田 祐輝	取締役(監査等委員)就任後に開催された取締役会10回中10回、監査等委員会11回中11回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。

#### 4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

区 分	報酬額
①当社が支払うべき報酬等の額	28百万円
②当社および当社子会社が支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	28百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、これらの合計額を記載しております。

2. 当社の重要な子会社のうち、OKK USA CORPORATIONおよびOKK Machinery (THAILAND) Co.,Ltd.は当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の報酬等の額について監査等委員会が同意した理由

当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人が提出した監査計画の妥当性と適正性、従前の事業年度における職務執行状況等を確認し検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が職務上の義務に違反し、または職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があるなど、当社の会計監査人であることにつき当社にとって重大な支障があると判断した場合には、監査等委員会が会社法第340条の規定により会計監査人を解任いたします。また、そのほか会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査等委員会は、会計監査人の選任および解任ならびに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定します。

## 5. 会社の体制および方針

### 【業務の適正を確保するための体制】

当社は、取締役会において、業務の適正を確保するための体制の整備についての基本方針を以下のように定めております。

#### (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、「企業行動規準」および「コンプライアンス基本規程」を策定し、役職員が法令および社会通念等を遵守した行動をとるための行動規範を定め、役職員の研修等を通じて周知徹底を図っております。

また、職務の執行に際して内部統制の有効性を検証し、「経営理念」および「企業行動規準」の運用状況を検証するため、経営管理室を設置しております。

さらに、コンプライアンス全体を統括する組織として、「コンプライアンス委員会」を設置し重要事項について審議するとともに、コンプライアンス実践教育の実施等により、コンプライアンス体制の維持・管理を行っております。

また、職務の執行に際して法令チェックを担い、コンプライアンス教育の推進を図るため、コンプライアンス室を設置しております。

また、「社内通報規程」に基づき、意見・要望およびコンプライアンス違反の疑いのある行為等について、直接社内外の専門窓口に通報する「ヘルプライン」制度を導入しております。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書その他の情報等については、「文書管理規程」に則り、その重要度に応じて適正に保存・管理し、取締役（監査等委員である取締役を含む。）は、それらの文書および情報等を必要に応じて閲覧できるものとしております。

#### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク管理規程」に基づき、リスクカテゴリーごとの管理部署を定め、社長がリスク管理総括責任者となる体制をとっております。

また、各業務にかかわる種々のリスク（コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティおよび輸出管理等）については、取締役会、経営会議において審議するとともに、それぞれのリスク管理部署において適切に管理しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、原則月1回開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の管理・監督を行い、透明性の高い経営に努めております。

取締役会の機能をより強化し、経営効率を向上させるため、取締役および執行役員をメンバーとする経営会議を、原則月2回開催し、取締役会から委嘱を受けた事項、その他経営に関する重要事項について、審議しております。

業務の運営については、将来の事業環境等を踏まえ中長期経営計画および各年度予算を立案し、全社的な目標を設定しております。各部門においては、その目標達成に向けて具体策を立案し、実行しております。

(5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ全体のコーポレートガバナンス、コンプライアンスおよび財務報告の適正性を確保するため、グループ間の連携を密にし、管理体制の強化を図っております。

①子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社の「子会社管理規程」に基づき、子会社の経営管理上重要な事項および職務執行に関する事項等について、当社と事前協議を行う事項と当社に報告すべき事項を定めて管理・運営しております。

②子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、「リスク管理規程」に基づき、リスクカテゴリーごとの管理部署を定め、各社社長がリスク管理総括責任者となる体制をとっております。当社と子会社は、子会社情報交換会等を通じてリスク管理状況を共有し、その管理を実行しております。

③子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社と子会社は、子会社情報交換会等を開催して情報交換するとともに、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の管理・監督を行っております。

④子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、「企業行動規準」および「コンプライアンス基本規程」を策定し、役職員が法令および社会通念等を遵守した行動をとるための行動規範を定め、役職員の研修等を通じて周知徹底を図っております。



- (6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき部署を内部監査室と定め、必要に応じて、その職員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとしております。

監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた職員は、その命令に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）等の指揮命令を受けないものとします。さらに、当該職員の異動・懲戒にあたっては、監査等委員会と事前協議のうえ実施するものとします。

- (7) 取締役および使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

監査等委員である取締役は、重要な会議に出席、あるいは業務の運営状況につき適宜報告を受けることとしております。

当社グループの取締役および監査役ならびに使用人は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当社および当社グループ会社に重大な影響をおよぼす事項等を速やかに報告することとしております。

また、監査等委員会に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないものとします。

- (8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催することとしております。また、グループ各社の監査役との連携も図ることとしております。

- (9) 監査等委員の職務の執行について生じる費用または債務の処理に係わる方針に関する事項

監査等委員会が、その職務の執行上必要なものとしてあらかじめ計上した費用の他、緊急または臨時に支出した費用について、事後、償還を請求することができるものとしております。

- (10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

「企業行動規準」に「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決する」と基本方針を規定しており、反社会的勢力および団体とは一切の関係を遮断するとともに、不当要求に対しては毅然とした態度で対応します。また、不当要求防止責任者の設置、外部専門機関との連携、対応マニュアルの整備等、対処できる体制を構築しております。

## 【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

### (1) 業務の適正を確保するための体制について

取締役会は、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の管理・監督を行い、透明性の高い経営に努めました。経営会議では、取締役および執行役員をメンバーとし、取締役会から委嘱を受けた事項、その他経営に関する重要事項について審議いたしました。取締役会には監査等委員全員が出席。経営会議には常勤監査等委員が出席して業務の執行状況を監査し、監査等委員会等を通じて他の監査等委員と情報を共有しました。当事業年度においては、取締役会を13回、監査等委員会を15回、経営会議を23回開催いたしました。

さらに、取締役の執行状況の確認を目的として、代表取締役（社長）と社外取締役および常勤監査等委員が出席し、内部監査室・経営管理室・コンプライアンス室との情報交換会を8回開催いたしました。

また、コーポレートガバナンスコードにて求められる指名報酬委員会の役割として、取締役の人数を減員するにあたり、指名報酬委員会を開催し、協議しました。

### (2) コンプライアンスについて

「コンプライアンス委員会規程」に基づき、コンプライアンス上の重要事項を審議いたしました。また、「コンプライアンス基本規程」に基づき、定期的なコンプライアンス実践教育として管理職、ならびに各部門へコンプライアンス室から直接の研修を実施し、周知徹底を図りました。

さらに子会社を対象とした研修を実施し、コンプライアンス体制の維持・管理に努めました。内部通報制度については、社内と社外、それぞれの相談・通報窓口「ヘルプライン」を設置し、通報者の保護を明記したポスターを掲示して周知を図り、運用しております。当事業年度においては、コンプライアンス委員会を1回、全従業員対象のコンプライアンス研修およびその他法令に関する研修を37回開催いたしました。

### (3) リスク管理について

「リスク管理規程」に基づき、各リスク項目の影響度の評価、対応策等をまとめてリスク管理状況報告とし、その定期的な見直しを実施してリスクの回避と低減に取り組みました。各業務にかかわる種々のリスクについては、取締役会、経営会議において審議するとともに、それぞれのリスク管理部署において管理いたしました。

#### (4) 子会社管理について

「子会社管理規程」に基づき、子会社の経営管理上重要な事項および職務執行に関する事項等について、当社と事前協議を行う事項と当社に報告すべき事項を定めて管理・運営を行いました。また、当社と子会社は、子会社情報交換会等を開催して情報交換するとともに、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の管理・監督を行いました

#### (5) 監査等委員の職務の執行について

監査等委員会は、社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催し、グループ各社の監査役および内部監査室との連携も図り、監査の実効性を確保いたしました。また、監査等委員は、重要な会議に出席、あるいは業務の運営状況につき適宜報告を受けるとともに取締役および使用人へのヒアリング等を通じて、当社の内部統制の整備・運用状況について確認し、より健全な経営体制の確保に向けた助言等を行いました。

#### (6) 内部監査の実施状況について

当社およびグループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。また、内部監査室は、内部監査基本計画に基づき、次に掲げる監査ならびにモニタリングを実施いたしました。

- ①当社および当社子会社における業務の適正性、法令遵守状況ならびにリスク管理状況に関する業務監査
- ②財務報告に係る内部統制監査
- ③内部通報制度の運用状況

#### (7) 内部統制システムの見直しおよび強化について

内部統制システム全般の更なる向上を目指して業務管理部により発足した、内部統制システム改善プロジェクトを進めております。各部署へのヒアリングを通じて課題を抽出し、運用ルールと業務フローの見直しおよび強化を実施しております。当事業年度においては、プロジェクト会議を18回開催し、継続的な改善活動を行いました。

本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てております。また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

# 連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>25,219</b>	<b>流動負債</b>	<b>14,440</b>
現金及び預金	5,202	支払手形及び買掛金	5,050
受取手形及び売掛金	6,799	電子記録債務	403
電子記録債権	1,484	短期借入金	6,781
商品及び製品	3,245	リース債務	214
仕掛品	5,644	未払法人税等	83
原材料及び貯蔵品	2,358	賞与引当金	312
その他	508	製品保証引当金	64
貸倒引当金	△23	その他	1,531
<b>固定資産</b>	<b>24,095</b>	<b>固定負債</b>	<b>13,352</b>
有形固定資産	21,446	社債	300
建物及び構築物	3,609	長期借入金	3,260
機械装置及び運搬具	1,041	リース債務	1,050
土地	15,422	繰延税金負債	12
リース資産	1,157	再評価に係る繰延税金負債	4,521
建設仮勘定	4	退職給付に係る負債	4,135
その他	211	その他	71
無形固定資産	438	<b>負債合計</b>	<b>27,793</b>
ソフトウェア	241	<b>(純資産の部)</b>	
リース資産	121	<b>株主資本</b>	<b>11,391</b>
ソフトウェア仮勘定	56	資本金	6,283
その他	19	資本剰余金	1,466
投資その他の資産	2,210	利益剰余金	4,181
投資有価証券	1,937	自己株式	△539
長期貸付金	10	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>10,109</b>
繰延税金資産	116	その他有価証券評価差額金	461
その他	160	土地再評価差額金	9,764
貸倒引当金	△15	為替換算調整勘定	63
		退職給付に係る調整累計額	△180
<b>資産合計</b>	<b>49,314</b>	<b>非支配株主持分</b>	<b>20</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>21,521</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>49,314</b>

# 連結損益計算書

(自2018年4月1日 至2019年3月31日)

(単位：百万円)

科目	金額	
<b>売上高</b>		<b>26,464</b>
売上原価		19,731
<b>売上総利益</b>		<b>6,732</b>
販売費及び一般管理費		5,918
<b>営業利益</b>		<b>814</b>
営業外収益		
受取利息及び配当金	56	
為替差益	6	
売電収入	26	
その他	14	103
営業外費用		
支払利息	129	
資金調達費用	33	
その他	51	213
<b>経常利益</b>		<b>703</b>
特別利益		
投資有価証券売却益	80	
受取保険金	52	
固定資産売却益	5	137
特別損失		
工場閉鎖損失	36	
災害による損失	32	
投資有価証券評価損	26	
固定資産処分損	13	109
<b>税金等調整前当期純利益</b>		<b>731</b>
法人税、住民税及び事業税	147	
法人税等調整額	6	154
<b>当期純利益</b>		<b>577</b>
<b>非支配株主に帰属する当期純利益</b>		<b>0</b>
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>		<b>577</b>

招集  
通知

事業  
報告

連結  
計算書  
類

計算  
書類

監査  
報告書

株主  
総会  
参考  
書類

# 連結株主資本等変動計算書

(自2018年4月1日 至2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	6,283	1,466	3,761	△538	10,972
当期変動額					
剰余金の配当			△158		△158
親会社株主に帰属する当期純利益			577		577
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	－	－	419	△0	418
当期末残高	6,283	1,466	4,181	△539	11,391

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	719	9,764	5	△122	10,367	20	21,360
当期変動額							
剰余金の配当							△158
親会社株主に帰属する当期純利益							577
自己株式の取得							△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△257	－	57	△57	△257	△0	△257
当期変動額合計	△257	－	57	△57	△257	△0	160
当期末残高	461	9,764	63	△180	10,109	20	21,521

# 連結注記表

[連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等]

## 1. 連結の範囲に関する事項

### (1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 4社

連結子会社の名称

大豊機工(株)、OKKテクノ(株)、OKK USA CORPORATION、  
OKK Machinery (THAILAND) Co.,Ltd.

### (2) 主要な非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称

OKK Europe GmbH、大阪机工（上海）商貿有限公司、  
THAI OKK MACHINERY CO.,LTD.、  
OKK MANUFACTURING (THAILAND) CO.,LTD.、PT. OKK INDONESIA、  
3TOP Metalcast Innovation Co.,Ltd.

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産・売上高・当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、OKK Machinery (THAILAND) Co.,Ltd.の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

## 2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

非連結子会社の名称

OKK Europe GmbH、大阪机工（上海）商貿有限公司、  
THAI OKK MACHINERY CO.,LTD.、OKK MANUFACTURING (THAILAND) CO.,LTD.、  
PT. OKK INDONESIA、3TOP Metalcast Innovation Co.,Ltd.

関連会社の名称

PANA-TAGUCHI (THAILAND) CO.,LTD.

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

### 3.会計方針に関する事項

#### (1)重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法に基づく原価法

##### ②デリバティブ取引により生じる債権及び債務

時価法

##### ③たな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

商品及び製品、仕掛品

製品・仕掛品は主として個別法、半製品は主として総平均法

原材料及び貯蔵品

主として総平均法

#### (2)重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### ①有形固定資産（リース資産を除く）（国内法人のみ）

定額法によっております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 15～47年

機械装置及び運搬具 4～9年

##### ②無形固定資産（リース資産を除く）（国内法人のみ）

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、自社利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

##### ③リース資産（国内法人のみ）

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

#### (3)重要な引当金の計上基準

##### ①貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### ②賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額（うち当連結会計年度に帰属する額）を計上しております。

##### ③製品保証引当金

工作機械、水道メーターのアフターサービス費等に備えるため、売上高を基準として、過去の経験率により算定した額を計上しております。



## (4)その他連結計算書類の作成のための重要な事項

## ①重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

## ②重要なヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を行っておりますが、借入金の調達金利の変動リスクを回避するための金利スワップ取引について、特例処理の要件を満たしているものは特例処理を行っております。

## ③退職給付に係る会計処理の方法

## ・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

## ・数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

## ④消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

## [表示方法の変更]

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当連結会計年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

## [連結貸借対照表に関する注記]

## 1.担保に供している資産及び担保に係る債務

## (1)担保に供している資産

建物及び構築物	2,407百万円
機械装置及び運搬具	182百万円
土地	14,635百万円
投資有価証券	220百万円
計	17,446百万円

## (2)担保に係る債務

短期借入金	1,157百万円
長期借入金	3,449百万円
(うち1年以内返済予定額)	(1,066)百万円
計	4,607百万円

2.有形固定資産の減価償却累計額 17,838百万円

### 3.土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

- ・再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税の計算のために公表された方法により算定した価額に合理的な調整を行って算出しております。

- ・再評価を行った年月日

2000年3月31日

- ・再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△7,881百万円

### 4.連結会計年度末日満期手形等の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形等が、連結会計年度末残高に含まれております。

受取手形	76百万円
電子記録債権	250百万円
支払手形	685百万円
電子記録債務	72百万円
その他（流動負債）	0百万円

### 5.当社においては、資金の効率的な調達を行うため取引銀行7行と貸出コミットメント契約を締結しております。

当連結会計年度末における貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	1,500百万円
借入実行残高	—百万円
差引額	1,500百万円

## [連結損益計算書に関する注記]

#### 1.受取保険金

特別利益として計上している「受取保険金」は、2018年9月に発生した台風21号の被害に対する保険金であります。

#### 2.工場閉鎖損失

当社の連結子会社である〇KKテクノ(株)の鋳物工場の閉鎖に伴い、工場閉鎖損失を特別損失に計上しております。その内訳は次のとおりであります。

減損損失	19百万円
固定資産除却損	12百万円
たな卸資産処分損	5百万円

なお、減損損失の内容は、次のとおりであります。

場 所	用 途	種 類	減損損失
〇KKテクノ(株) (兵庫県豊岡市)	生産設備	機械装置等	19百万円

## 3.災害による損失

特別損失として計上している「災害による損失」は、2018年6月18日に発生した大阪北部地震及び2018年9月6日に発生した北海道地震の被災地域の復興に向けた支援活動に伴い発生した費用並びに2018年9月に発生した台風21号等による当社グループの被災に伴い発生した費用であります。

## [連結株主資本等変動計算書に関する注記]

## 1.当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 8,146,556株

## 2.配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2018年6月27日 定時株主総会	普通株式	158百万円	20円	2018年 3月31日	2018年 6月28日

なお、2017年10月1日を効力発生日として、普通株式10株を1株の割合で株式併合を行っております。これに伴い、2018年3月31日を基準日とする配当金につきましては、当該株式併合後の金額を記載しております。

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2019年6月26日 定時株主総会	普通株式	158百万円	20円	2019年 3月31日	2019年 6月27日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

## [金融商品に関する注記]

## 1.金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金並びに電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、社内規程に従い、顧客の信用力に応じた与信限度額を設けるとともに、取引先毎の期日管理及び残高管理を行うことにより、リスクの低減を図っております。また、外貨建て売掛金の為替変動リスクについては、外貨建て借入金により一部ヘッジしております。

投資有価証券は全て株式で、その市場価格の変動リスクについて、定期的に時価や発行体の財務状況等の把握を行い、リスクの低減を図っております。

借入金の用途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して、デリバティブ取引（金利スワップ取引）により支払利息の固定化を実施しております。

なお、デリバティブは「デリバティブ取引管理規程」に基づき、実需の範囲で行い投機的な取引は行わないこととしております。

## 2.金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日（当連結会計年度末日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1)現金及び預金	5,202	5,202	－
(2)受取手形及び売掛金	6,799		
(3)電子記録債権	1,484		
貸倒引当金(※1)	△23		
	8,259	8,259	－
(4)投資有価証券 その他有価証券	1,669	1,669	－
資産計	15,131	15,131	－
(1)支払手形及び買掛金	5,050	5,050	－
(2)電子記録債務	403	403	－
(3)短期借入金	4,800	4,800	－
(4)長期借入金(※2)	5,241	5,257	15
負債計	15,496	15,511	15
デリバティブ取引	－	－	－

(※1) 受取手形及び売掛金、電子記録債権に対応する貸倒引当金を控除しております。

(※2) 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めております。

### 注 1.金融商品の時価の算定方法並びに投資有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

#### 資 産

(1)現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金、並びに(3)電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券

時価については、株式は取引所の価格によっております。

#### 負 債

(1)支払手形及び買掛金、(2)電子記録債務、並びに(3)短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。金利スワップの特例処理の対象とした変動金利による長期借入金（下記デリバティブ取引参照）については、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

#### デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

注 2.非上場株式（連結貸借対照表計上額267百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産の(4)投資有価証券その他有価証券」には含めておりません。

[1 株当たり情報に関する注記]

1.1 株当たり純資産額	2,721.36円
2.1 株当たり当期純利益金額	73.09円

招集  
通知

事業  
報告

連結  
計算書類

計算  
書類

監査  
報告書

株主  
総会  
参考  
書類

# 貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>20,612</b>	<b>流動負債</b>	<b>12,638</b>
現金及び預金	4,173	支払手形	3,733
受取手形	745	買掛金	1,642
売掛金	6,033	短期借入金	5,904
電子記録債権	1,468	リース債務	166
商品及び製品	1,193	未払金	309
仕掛品	4,529	未払費用	421
原材料及び貯蔵品	2,325	未払法人税等	76
前払費用	52	前受金	10
その他	113	預り金	57
貸倒引当金	△22	賞与引当金	239
<b>固定資産</b>	<b>23,662</b>	製品保証引当金	54
有形固定資産	20,059	その他	21
建物	3,140	<b>固定負債</b>	<b>12,012</b>
構築物	164	社債	200
機械及び装置	819	長期借入金	3,083
車両運搬具	8	リース債務	617
工具、器具及び備品	176	繰延税金負債	8
土地	15,052	再評価に係る繰延税金負債	4,521
リース資産	696	退職給付引当金	3,552
建設仮勘定	1	資産除去債務	23
無形固定資産	375	その他	6
ソフトウェア	237	<b>負債合計</b>	<b>24,651</b>
リース資産	121	<b>(純資産の部)</b>	
電話加入権	15	<b>株主資本</b>	<b>9,425</b>
その他	0	資本金	6,283
投資その他の資産	3,227	資本剰余金	1,455
投資有価証券	1,687	資本準備金	1,455
関係会社株式	1,387	利益剰余金	2,226
関係会社出資金	92	利益準備金	152
長期貸付金	4	その他利益剰余金	2,074
関係会社長期貸付金	6	繰越利益剰余金	2,074
破産更生債権等	14	自己株式	△539
長期前払費用	13	<b>評価・換算差額等</b>	<b>10,197</b>
その他	35	その他有価証券評価差額金	432
貸倒引当金	△15	土地再評価差額金	9,764
<b>資産合計</b>	<b>44,274</b>	<b>純資産合計</b>	<b>19,622</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>44,274</b>

# 損益計算書

(自2018年4月1日 至2019年3月31日)

(単位：百万円)

科目	金額	
<b>売上高</b>		<b>23,263</b>
売上原価		18,093
<b>売上総利益</b>		<b>5,170</b>
販売費及び一般管理費		4,989
<b>営業利益</b>		<b>180</b>
営業外収益		
受取利息及び配当金	90	
為替差益	22	
売電収入	26	
その他	3	143
営業外費用		
支払利息	110	
資金調達費用	33	
その他	37	180
<b>経常利益</b>		<b>142</b>
特別利益		
投資有価証券売却益	80	
受取保険金	49	
固定資産売却益	6	136
特別損失		
災害による損失	30	
投資有価証券評価損	26	
固定資産処分損	8	66
<b>税引前当期純利益</b>		<b>212</b>
法人税、住民税及び事業税		47
<b>当期純利益</b>		<b>165</b>

招集  
通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

# 株主資本等変動計算書

(自2018年4月1日 至2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	6,283	1,455	1,455	152	2,067	2,219
当期変動額						
剰余金の配当					△158	△158
当期純利益					165	165
自己株式の取得						
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	-	-	-	-	7	7
当期末残高	6,283	1,455	1,455	152	2,074	2,226

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△538	9,419	672	9,764	10,437	19,856
当期変動額						
剰余金の配当		△158				△158
当期純利益		165				165
自己株式の取得	△0	△0				△0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			△239	-	△239	△239
当期変動額合計	△0	6	△239	-	△239	△233
当期末残高	△539	9,425	432	9,764	10,197	19,622



# 個別注記表

## [重要な会計方針に係る事項に関する注記]

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券

##### ① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法に基づく原価法

##### ② その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法に基づく原価法

#### (2) デリバティブ取引により生じる債権及び債務

時価法

#### (3) たな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

##### ① 商品及び製品、仕掛品

製品及び仕掛品は主として個別法、半製品は主として総平均法

##### ② 原材料及び貯蔵品

主として総平均法

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15～47年

機械及び装置 9年

#### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、自社利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

#### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額（うち当事業年度に帰属する額）を計上しております。

#### (3) 製品保証引当金

工作機械のアフターサービス費等に備えるため、売上高を基準として過去の経験率により算定した額を計上しております。

#### (4)退職給付引当金

- ・従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりであります。

##### ①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

##### ②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から費用処理することとしております。

#### 4.その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

##### (1)ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を行っておりますが、借入金の調達金利の変動リスクを回避するための金利スワップ取引について、特例処理の要件を満たしているものは特例処理を行っております。

##### (2)退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこの会計処理の方法と異なっております。

##### (3)消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

#### [表示方法の変更]

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

#### [貸借対照表に関する注記]

##### 1.担保に供している資産及び担保に係る債務

###### (1)担保に供している資産

建物	2,407百万円
機械及び装置	182百万円
土地	14,635百万円
投資有価証券	220百万円
計	<u>17,446百万円</u>

###### (2)担保に係る債務

短期借入金	1,157百万円
長期借入金	3,449百万円
(うち1年以内返済予定額)	<u>(1,066)百万円</u>
計	<u>4,607百万円</u>

2.有形固定資産の減価償却累計額 14,176百万円

## 3.関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

区分表示されたものの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。

短期金銭債権	1,582百万円
長期金銭債権	17百万円
短期金銭債務	1,938百万円

## 4.土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

## ・再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税の計算のために公表された方法により算定した価額に合理的な調整を行って算出しております。

## ・再評価を行った年月日

2000年3月31日

## ・再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△7,881百万円

## 5.期末日満期手形等の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当期末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形等が、期末残高に含まれております。

受取手形	62百万円
電子記録債権	249百万円
支払手形	795百万円

## 6.資金の効率的な調達を行うため取引銀行7行と貸出コミットメント契約を締結しております。

当事業年度末における貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	1,500百万円
借入実行残高	—百万円
差引額	1,500百万円

## [損益計算書に関する注記]

## 1.関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	2,878百万円
仕入高	5,563百万円
その他の営業費用	238百万円
営業取引以外の取引高	46百万円

## 2.受取保険金

特別利益として計上している「受取保険金」は、2018年9月に発生した台風21号の被害に対する保険金であります。

## 3.災害による損失

特別損失として計上している「災害による損失」は、2018年6月18日に発生した大阪北部地震及び2018年9月6日に発生した北海道地震の被災地域の復興に向けた支援活動に伴い発生した費用並びに2018年9月に発生した台風21号等による被災に伴い発生した費用であります。

### [株主資本等変動計算書に関する注記]

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	245,788株
------	----------

### [税効果会計に関する注記]

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別内訳

#### 1.繰延税金資産

投資有価証券評価損	336百万円
退職給付引当金	1,086百万円
繰越欠損金	213百万円
その他	179百万円
繰延税金資産小計	<u>1,816百万円</u>
評価性引当額	<u>△1,596百万円</u>
繰延税金資産合計	220百万円

#### 2.繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	<u>△228百万円</u>
繰延税金負債合計	<u>△228百万円</u>
繰延税金負債の純額	△8百万円

#### 3.再評価に係る繰延税金資産

評価性引当額	152百万円
再評価に係る繰延税金資産合計	<u>△152百万円</u>
	-百万円

#### 4.再評価に係る繰延税金負債

再評価に係る繰延税金負債の純額	<u>△4,521百万円</u>
-----------------	------------------

[1 株当たり情報に関する注記]

1.1 株当たり純資産額	2,483.68円
2.1 株当たり当期純利益金額	20.90円

招集  
通知

事業  
報告

連結  
計算  
書類

計算  
書類

監査  
報告  
書

株主  
総会  
参考  
書類

## 独立監査人の監査報告書

2019年5月21日

〇ＫＫ株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小竹伸幸 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 廣田壽俊 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、〇ＫＫ株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、〇ＫＫ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

2019年5月21日

〇ＫＫ株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小竹伸幸 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 廣田壽俊 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、〇ＫＫ株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第161期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査報告書

当監査等委員会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第161期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。



## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月22日

〇 K K 株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 梶尾茂樹 ㊟

監査等委員 三浦善弘 ㊟

監査等委員 岡田祐輝 ㊟

(注) 監査等委員三浦善弘及び岡田祐輝は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、財務状況や通期の業績等を総合的に勘案したうえで、安定的かつ継続的な配当を基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、上記の基本方針にしたがって、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金20円  
総額158,015,360円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2019年6月27日（木曜日）

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

本定時株主総会終結の時をもちまして取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名全員が任期満了となります。

現在当社では、「取締役による意思決定および監督機能」と「業務執行機能」とを分離させ、業務執行責任を明確化するとともに、経営の効率化と意思決定の迅速化を図る取り組みを進めており、これに伴い取締役（監査等委員である取締役を除く。）を3名減員し、社外取締役2名を含む取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関し、監査等委員会は特段の意見がない旨を確認しております。取締役候補者（監査等委員である取締役を除く。）は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	会社における地位、担当	取締役会出席率
1	みやじま よしつぐ 宮島 義嗣 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</span>	代表取締役社長	100% (13回/13回)
2	はまべ よしお 浜辺 義男 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</span>	代表取締役専務執行役員 経営企画室長 兼品質保証部担当	100% (13回/13回)
3	もりもと よしひで 森本 佳秀 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</span>	取締役常務執行役員 営業本部長兼カスタマー サポート部長	92% (12回/13回)
4	ふるかわ みのる 古川 実 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</span>	取締役	100% (10回/10回)
5	おおぐり いくお 大栗 育夫 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新任</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</span>	—	—

<b>候補者番号</b> <b>1</b>	みやじま よしつぐ <b>宮島 義嗣</b>	<b>再任</b>	生年月日 1960年10月24日 所有する当社株式の数 7,900株
--------------------------	---------------------------	-----------	---------------------------------------

**■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況**

1984年 4 月 当社入社	2015年 4 月 代表取締役社長
2007年 7 月 技術本部技術開発部長	2016年 4 月 代表取締役社長生産本部長
2011年 4 月 執行役員技術本部長	2017年 4 月 代表取締役社長
2011年 6 月 取締役執行役員技術本部長	(現在に至る)
2013年 4 月 取締役上席執行役員技術本部長	

**■ 取締役候補者とした理由**

宮島義嗣氏は、入社以来、長きにわたり技術開発部門に携わり、豊富な経験と知識で主力製品である工作機械の開発を率いてきました。加えて、信条である現場主義を活かした経営判断で、当社の企業価値を向上させる経営者として適任であると判断し、取締役候補者となりました。

<b>候補者番号</b> <b>2</b>	はまべ よしお <b>浜辺 義男</b>	<b>再任</b>	生年月日 1956年8月31日 所有する当社株式の数 4,500株
--------------------------	-------------------------	-----------	--------------------------------------

**■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況**

1980年 4 月 株式会社大和銀行（現 株式会社りそな銀行）入行	2015年 4 月 代表取締役専務執行役員 経営企画室長兼品質保証部担当
2006年 6 月 同行執行役員融資部長	2017年10月 代表取締役専務執行役員 経営企画室長兼経営管理室長 兼品質保証部担当
2008年 4 月 同行常務執行役員審査部長	2018年 4 月 代表取締役専務執行役員 経営企画室長兼品質保証部担当
2010年 4 月 同行常務執行役員大阪営業部長	(現在に至る)
2012年 4 月 ジエイアンドエス保険サービス株式会社取締役社長	
2013年 4 月 同社顧問	
2013年 6 月 当社常勤監査役	
2014年 6 月 取締役常務執行役員 猪名川製造所長兼管理本部長 兼品質保証部担当	

**■ 取締役候補者とした理由**

浜辺義男氏は、長きにわたり金融機関に在籍し、企業財務に関する高い見識を有しており、当社監査役を経て取締役に就任以来、当社の発展のため、さまざまな施策を講じております。これらの実績から、実効的なコーポレートガバナンスの実現に資する経営者として適任であると判断し、取締役候補者となりました。

<b>候補者番号</b> <b>3</b>	もりもと よしひで <b>森本 佳秀</b>	<b>再任</b>	生年月日 1962年9月9日 所有する当社株式の数 7,850株
--------------------------	---------------------------	-----------	-------------------------------------

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1987年4月 当社入社	2015年4月 取締役常務執行役員営業本部長
2007年4月 生産本部生産技術部長	2015年5月 取締役常務執行役員営業本部長 兼海外営業部長
2008年5月 OKK USA CORPORATION社長	2016年4月 取締役常務執行役員営業本部長
2012年1月 当社執行役員生産本部副本部長 兼製造部長	2018年5月 取締役常務執行役員営業本部長兼 OKK USA CORPORATION担当
2012年6月 取締役執行役員生産本部長 兼製造部長	2019年4月 取締役常務執行役員営業本部長 兼カスタマーサポート部長 (現在に至る)
2013年4月 取締役上席執行役員生産本部長	
2013年10月 取締役上席執行役員営業本部長	

■ 取締役候補者とした理由

森本佳秀氏は、入社以来、長きにわたり生産部門を担当し、海外子会社社長や営業部門の責任者を歴任しております。その幅広い経験から得た多面的な視点と見識を経営に活かすことができると判断し、取締役候補者いたしました。

<b>候補者番号</b> <b>4</b>	ふるかわ むのる <b>古川 実</b>	<b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立</b>	生年月日 1943年6月13日 所有する当社株式の数 0株
--------------------------	-------------------------	-------------------------------------	----------------------------------

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1966年4月 日立造船株式会社入社	2016年4月 同社代表取締役取締役会長
1991年6月 同社船舶・防衛事業本部管理部長	2017年4月 同社取締役相談役
1994年6月 同社理事経理部長	2017年6月 同社相談役
1998年6月 同社取締役経理部長	2018年6月 当社取締役 (現在に至る)
2001年6月 同社代表取締役専務取締役 業務管理統轄	(重要な兼職の状況)
2005年4月 同社代表取締役取締役社長	日立造船株式会社相談役
2010年6月 同社代表取締役取締役会長兼社長	池田泉州ホールディングス株式会社社外取締役
2013年4月 同社代表取締役取締役会長 兼CEO	ユニチカ株式会社社外取締役

■ 社外取締役候補者とした理由

古川実氏は、経営者としての豊富な実績と見識を有しており、当社経営に対し幅広い観点からの助言をいただくため、社外取締役候補者いたしました。なお、同氏が社外取締役に就任してからの年数は、本総会の終結の時をもって1年となります。

候補者番号 <b>5</b>	おおぐり いくお <b>大栗 育夫</b>	<b>新任</b>	生年月日 1950年5月11日 所有する当社株式の数 0株
		<b>社外 独立</b>	

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1974年 3 月 株式会社社長谷工コーポレーション 入社	2005年 4 月 同社取締役専務執行役員 設計部門・設計部門（関西）管掌
1989年10月 同社エンジニアリング事業部 都市環境設計室室長	2006年 7 月 同社代表取締役専務執行役員 技術管掌
1998年 7 月 同社参与エンジニアリング事業部 副事業部長	2010年 4 月 同社代表取締役社長
2001年 4 月 同社参与 エンジニアリング事業部長	2014年 4 月 同社代表取締役会長 (現在に至る)
2001年 6 月 同社取締役 エンジニアリング事業部長	(重要な兼職の状況) 株式会社社長谷工コーポレーション 代表取締役会長
2004年 6 月 同社常務取締役 エンジニアリング事業部長	

■ 社外取締役候補者とした理由

大栗育夫氏は、経営者としての豊富な実績と見識を有しており、当社経営に対し幅広い観点からの助言をいただくため、社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。  
2. 大栗育夫氏は新任の取締役候補者であります。  
3. 古川実および大栗育夫の両氏は社外取締役候補者であります。  
4. 古川実氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出ております。また大栗育夫氏についても同要件を満たしており、選任が承認された場合、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。  
5. 当社は、社外取締役古川実氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する旨の契約（責任限定契約）を締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は、法令で定める最低責任限度額であります。同氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との間で同契約を継続する予定であります。また大栗育夫氏につきましても、選任が承認された場合、同契約を締結する予定であります。

### 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもちまして、監査等委員である取締役梶尾茂樹氏が辞任により退任いたしますので、監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

本監査等委員である取締役候補者は、監査等委員である取締役梶尾茂樹氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、退任する監査等委員である取締役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者	みちおか こうじ <b>道岡 幸二</b>	<b>新任</b>	生年月日 1956年10月31日 所有する当社株式の数 3,200株
-----	--------------------------	-----------	---------------------------------------

#### ■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1979年4月 株式会社大和銀行（現 株式会社りそな銀行）入行	2013年4月 上席執行役員管理本部企画管理部兼経理部担当
2003年1月 同行高槻支店長	2015年4月 上席執行役員猪名川製造所長兼管理本部長兼企画管理部長
2006年8月 りそな決済サービス株式会社執行役員大阪支店長	2015年6月 取締役上席執行役員猪名川製造所長兼管理本部長兼企画管理部長
2008年6月 当社内部監査室長	2015年7月 取締役上席執行役員猪名川製造所長兼管理本部長
2009年10月 管理本部企画管理部長	(現在に至る)
2012年7月 執行役員管理本部企画管理部長兼経理部担当	

#### ■ 監査等委員である取締役候補者とした理由

道岡幸二氏は、長きにわたり金融機関に在籍し、企業財務の豊富な経験と専門の見識を有しております。当社においては、主に管理部門の責任者として経営計画の管理と財務体質の強化に貢献しており、これらの経験と見識を基に中立かつ客観的な立場で当社の経営を監査・監督できると判断し、監査等委員である取締役候補者としていたしました。

- (注) 1. 道岡幸二氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 道岡幸二氏は新任の監査等委員である取締役候補者であります。
3. 道岡幸二氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する旨の契約（責任限定契約）を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償の限度額は、法令で定める最低責任限度額といたします。
4. 道岡幸二氏は、本定時株主総会終結の時をもちまして、当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）を退任いたします。

## 第4号議案 取締役等に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件

### 1. 提案の理由および当該報酬を相当とする理由

本議案は、当社の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）および当社と委任契約を締結している上席執行役員（いずれも国内非居住者を除く。本制度の対象となる取締役と併せて以下、「取締役等」という。）を対象に、業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）の導入のご承認をお願いするものであります。

本制度は、具体的には、これからの持続的成長を目指し、次の100年に向けての基盤づくりを実施するために策定した中長期経営計画「Neo Challenge」の各ステージの業績目標の達成度に応じて、業績連動型株式報酬を2020年3月31日で終了する事業年度から取締役等に対して支給するものであり、取締役等の報酬と当社の業績および株式価値の連動性をより明確にし、取締役等が株価の変動による利益・リスクを株主の皆さまと共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2016年6月28日開催の第158回定時株主総会において、年額2億円以内（うち社外取締役分3,000万円以内）（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいておりますが、その報酬枠とは別枠として、新たに報酬等の額および内容についてご承認をお願いするものであります。なお、本制度の詳細につきましては、下記2. の枠内で取締役会にご一任いただきたいと存じます。また、本議案に関し、監査等委員会からは、本制度の目的、内容等をふまえ、株主総会で陳述すべき特段の事項がない旨を確認しております。

なお、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象者となる取締役等の員数は、取締役3名、上席執行役員3名となります。

### 2. 本制度における報酬の額および内容等

#### (1) 本制度の概要

本制度は、当社が信託に対して金銭（その上限は下記(5)のとおりとします。）を拠出し、当該信託が当該金銭を原資として当社株式を取得し、当該信託を通じて取締役等に対して、当社が定める役員報酬に係る株式給付規程（以下、「株式給付規程」という。）に従って、各ステージの業績目標の達成度に応じて、ポイントを付与する信託型の株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式等の交付および給付を受ける時期は、原則として役員の退任時となります。



## (2) 対象者

当社の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く）および当社と委任契約を締結している上席執行役員（いずれも国内非居住者を除く）。

## (3) 対象期間

2020年3月31日で終了する事業年度から2026年3月31日で終了する事業年度までの7事業年度とします。

## (4) 信託期間

2019年8月9日（予定）から2026年8月31日（予定）までの7年間とします。ただし、下記（5）のとおり、信託期間の延長を行うことがあります。なお、本制度は、当社株式の上場廃止、株式給付規程の廃止等により終了するものいたします。

## (5) 当社が拠出する金銭の上限

本制度は、中長期経営計画の対象となる期間（2019年4月1日から2023年3月31日までの4事業年度を期間1（中長期経営計画におけるファーストステージとセカンドステージ）、2023年4月1日から2026年3月31日までの3事業年度を期間2（中長期経営計画におけるファイナルステージ）とし、信託期間の延長が行われた場合には、中長期経営計画に対応する期間とします。）を対象とし、100百万円を上限とする金銭を拠出し、受益者の要件を満たす取締役等を受益者とする本信託を設定します。当初の対象期間中、100百万円の範囲内で株式の取得資金を追加して信託することができるものとします。但し、かかる追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする対象期間の直前の対象期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイント数（ポイントについては、下記（7）参照）に相当する当社株式で取締役等に対する株式の交付が未了であるものを除きます。）および金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以後の対象期間における本制度に基づく交付の原資に充当することとし、当社が当該対象期間において追加拠出できる金額の上限は、100百万円から残存株式等の金額（株式については、当該直前の対象期間の末日における時価をもって残存株式の金額とします。）を控除した金額とします。また、当初の対象期間中の期間1に拠出する金銭の上限は50百万円、期間2に拠出する金銭の上限は50百万円とします。

なお、当社の取締役会決議により、中長期経営計画に対応する期間を対象期間として本制度を延長のうえ、信託期間を延長し本制度を継続することがあります。この場合、当社は、延長した対象期間中に、本制度により取締役等に交付するために必要な当社株式の追加取得資金につきましては、改めて株主総会に付議いたします。

また、上記のように対象期間を延長せず本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役等がある場合には、当該取締役等が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を取引市場等を通じて取得します。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示します。

(※) 信託金の上限金額には、本信託に係る信託費用および信託報酬等の制度運営に係る費用に充当するための金銭は含めないものとし、これらの費用について必要な金銭を追加拠出できるものとしします。

#### (6) 信託による当社株式の取得方法および取得時期

本信託による当社株式の取得は、上記(5)の本信託へ拠出する金銭の額の上限以内で取引市場を通じて行うことを予定しており、新株発行は行いません。したがって、本信託による当社株式の取得に際し、当社の発行済株式総数が増加することはなく、希薄化が生じることはございません。取得方法の詳細については、本株主総会後に改めて当社で決定し、開示します。

なお、当社は、当初対象期間中、複数回に分けて(期間1、期間2毎に)本信託への資金の拠出を予定しており、期間1に50,000株、期間2に50,000株の取得を予定しております。

#### (7) 取締役等へ交付される当社株式数の算出方法と上限

取締役等には、各対象期間中の各事業年度における役職および業績達成度(※)に応じて各事業年度にポイントが付与されます。付与されたポイントは、株式給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます(ただし、本議案の承認後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、換算比率について合理的な調整を行います)。

(※) 業績達成度を評価する指標は、連結営業利益率および連結売上高とします。本議案最後にご参考としまして、算定式を掲載しております。

当社は、毎年前年度の業績確定後遅滞なく前年度の基準日における取締役等に対して、株式給付規程に基づき算出したポイントを付与し、(8)に定める株式給付時まで取締役等ごとの累計ポイント数を管理するものとしします。

ただし、株式給付規程で定める各期間の業績連動目標を該当期間の最終事業年度の前に達成した場合は、ポイント確定年度を各期間の業績連動目標を達成した事業年度とし、以下各期間の事業年度を繰り上げるものとしします。

対象期間中に取締役等に付与するポイント合計の上限は、100,000ポイント(相当する株式数は100,000株)とします。

また、期間1に付与するポイント合計の上限は、50,000ポイント（相当する株式数は50,000株）、期間2に付与するポイント合計の上限は50,000ポイント（相当する株式数は50,000株）とします。

#### (8) 取締役等への当社株式交付時期

原則として、取締役等が退任し受益者要件を満たした場合、所定の受益者確定手続きを行うことにより、退任時に定められた確定ポイント数に応じた数の当社株式を交付します。ただし、株式給付規程に定める要件を満たす場合には、納税資金確保のため一定割合について当社株式の交付に代えて時価で換算した金銭を給付します。なお、金銭給付を行うため、一定割合に相当する数の当社株式については本信託内で金銭換価するものとします。

また、信託期間中に取締役等が死亡した場合、原則として取締役等がその時点で付与されているポイントに相当する当社株式について、当社株式を時価で換算した金額相当の金銭の給付を、取締役等の相続人が受けるものとします。

#### (9) 信託内の当社株式の議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、信託の経営からの独立性を確保するため一律不行使といたします。

#### (10) 信託内の当社株式の配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当金は信託が受領し、当社株式の取得・信託報酬等の信託費用に充当されることとなります。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金は、その時点で在任する取締役等に対し、各々の累積ポイントの数に応じて按分して給付する、または公益法人に寄付することを予定しています。

#### (11) 信託終了時の取扱い

本信託は、株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却するまたは公益法人に寄付することを予定しています。

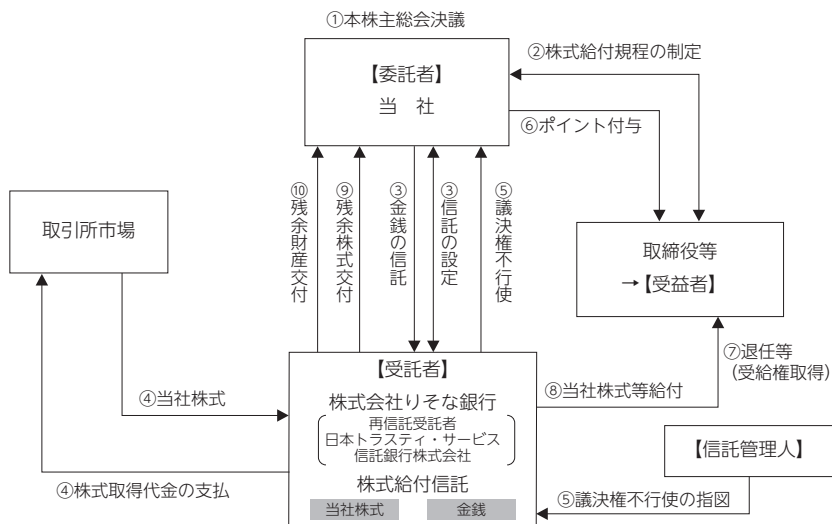
本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、その時点で在任する取締役等に対し、各々の累積ポイントの数に応じて按分して給付する、または公益法人に寄付することを予定しています。

#### (12) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更および本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

なお、本制度の詳細については、2019年5月15日付「取締役の報酬制度の変更に伴う新たな株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

## 【役員向け株式給付信託の仕組みと概要】



- ① 当社は、本株主総会において、本制度による取締役等の役員報酬の承認決議を得ます。
- ② 当社は、本制度の導入に際し株式給付規程を制定し、取締役等へのポイント付与・株式給付の基準等を定めます。
- ③ 当社は、本制度を実施するため、本株主総会で承認を受けた範囲内で金銭を拠出し本信託を設定します。
- ④ 受託者は、信託された金銭により、取引所市場（立会外取引を含みます。）を通じ当社株式を取得します。
- ⑤ 本信託内の当社株式にかかる議決権については、信託期間を通じて一律に行使しないものとします。
- ⑥ 当社は、株式給付規程に基づき取締役等にポイントを付与します。
- ⑦ 取締役等は、退任等により当社株式または金銭の受給権を取得し、受益者となります。
- ⑧ 受託者は、受益者に当社株式または金銭を交付および給付します。
- ⑨ 信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、取締役会決議等により信託契約の変更および本信託へ追加拠出を行うことにより、本制度もしくはこれと同種の株式報酬制度として本信託を継続利用するか、または、本信託は当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを取締役会決議により消却する予定です。
- ⑩ 本信託が終了し、受益者への当社株式または金銭の交付・信託費用・信託報酬の支払いが行われた後の残余財産は、帰属権利者である当社に帰属します。

(ご参考)

【算定式】

≪各取締役等の株式給付ポイント≫

$$\begin{aligned} \text{株式給付ポイント} &= \text{期間毎における上限付与ポイント数 (a)} \\ &\quad \times \text{役職別基本ポイント比率 (b)} \\ &\quad \times \text{業績連動係数 (c)} \\ &\quad \div 100 \end{aligned}$$

(a) 期間毎における業績連動目標と上限付与ポイント数

期間1：2019年4月1日から2023年3月31日まで

業績連動目標	上限付与ポイント数
目標①：連結営業利益率8%	15,000
目標②：連結営業利益率9%、連結売上高400億円	35,000

期間2：2023年4月1日から2026年3月31日まで

業績連動目標	上限付与ポイント数
目標③：連結営業利益率10%、連結売上高500億円	50,000

\*期間1における上限付与ポイント数は、目標①が達成できるまでは、15,000ポイント、達成後の期間は35,000ポイントとなる。

期間1において、目標①、②を達成した場合は、期間が繰り上がり、以後の上限付与ポイント数は50,000ポイントとなる。

(b) 役職別基本ポイント比率

基準日における取締役等の役職（取締役等が役職を兼務する場合にあつては、主たる役職）に応じて次のとおり決定される。

$$\text{役職別基本ポイント比率} = \frac{\text{役職別基本ポイント}}{\text{役職別基本ポイントの合計}} \times 100 \text{ (小数点4位を切り捨て)}$$

$$\text{役職別基本ポイントの合計} = \text{役職別基本ポイントに取締役等の人数を乗じた役職別基本ポイントの合計}$$

【役職別基本ポイント】

役職・資格等級	役職別基本ポイント
取締役社長	1,000
取締役専務執行役員	700
取締役常務執行役員	500
取締役	300
上席執行役員	200

(c) 業績連動係数

各期間の業績連動目標ごとの達成度に応じて目標別業績連動係数を次表に基づき算出する。

なお、各業績連動目標の連動係数の合計は1.0を上限とする。

【業績連動係数】

期間1：2019年4月1日から2023年3月31日まで

	業績連動目標ごとの達成度	業績連動係数
目標①	連結営業利益率8%の目標達成	1.0
	連結営業利益率8%の目標未達	0.0
目標②	連結営業利益率9%および連結売上高400億円 ともに目標達成	1.0
	連結営業利益率9%および連結売上高400億円 いずれかの目標達成	0.1
	連結営業利益率9%および連結売上高400億円 いずれとも目標未達	0.0

期間2：2023年4月1日から2026年3月31日まで

	業績連動目標ごとの達成度	業績連動係数
目標③	連結営業利益率10%および連結売上高500億円 ともに目標達成	1.0
	連結営業利益率10%および連結売上高500億円 いずれかの目標達成	0.1
	連結営業利益率10%および連結売上高500億円 いずれとも目標未達	0.0

\* 期間1における業績連動目標は、目標①が達成後の期間は目標②となる。

期間1において、目標①、②を達成した場合は、期間が繰り上がり、  
以後の期間は目標③となる。

## 第5号議案 取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。） に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2016年6月28日開催の第158回定時株主総会において、年額2億円以内（うち社外取締役分3,000万円以内）（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、現行の報酬額の一部を減額し、その代替として、当社の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠の範囲内で、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することといたしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額2,000万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会にご一任いただきたいと存じます。ただし、社外取締役に対しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものといたします。

なお、上記取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。また、本議案に関し、監査等委員会からは株主総会で陳述すべき特段の事項がない旨を確認しております。

現在の対象取締役は6名ですが、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は3名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年20,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。また、これによる当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より3年間から30年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）ものとする。

(2) 退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役、監査等委員である取締役、執行役員、顧問および相談役その他これに準ずる地位のいずれも退任または退職した場合には、その退任または退職につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役、監査等委員である取締役、執行役員、顧問および相談役その他これに準ずる地位のいずれの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記（2）に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記（2）に定める地位を退任または退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。



## 第6号議案 監査等委員である取締役（社外取締役を除く。）に対する 譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の監査等委員である取締役の報酬等の額は、2016年6月28日開催の第158回定時株主総会において、年額5,000万円以内とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、現行の報酬額の一部を減額し、その代替として、当社の監査等委員である取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠の範囲内で、対象取締役に對して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することといたしたいと存じます。

なお、本議案に基づき監査等委員に給付される当社株式の数は業績には連動せず、報酬としての価値が当社株価のみに連動する仕組みとすることで、監査等委員の業務執行監督機能への影響を排除しております。当社といたしましては、当該目的に照らし、本議案の内容は相当であるものと考えております。

また、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、株主総会で陳述すべき特段の事項はないとの結論に至りました。

本議案に基づき、対象取締役に對して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額500万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、監査等委員である取締役の協議にご一任いただきたいと存じます。

現在の対象取締役は1名ですが、第3号議案「監査等委員である取締役1名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は1名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年5,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。また、これによる普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

#### (1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より3年間から30年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）ものとする。

#### (2) 退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役、監査等委員である取締役、執行役員、顧問および相談役その他これに準ずる地位のいずれも退任または退職した場合には、その退任または退職につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

#### (3) 譲渡制限の解除

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役、監査等委員である取締役、執行役員、顧問および相談役その他これに準ずる地位のいずれの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記（2）に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記（2）に定める地位を退任または退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

#### (4) 組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

#### (5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以 上

(ご参考)

# 社 是 誠 実

## 経 営 理 念

- ◎顧客第一：顧客の信頼と期待に応える品質とサービスを提供する。
- ◎社会的責任：地球環境と人類社会の調和と発展に貢献する。
- ◎価値の提供：技術を革新し新しい価値を創造する。

## コーポレートガバナンスの基本的な考え方

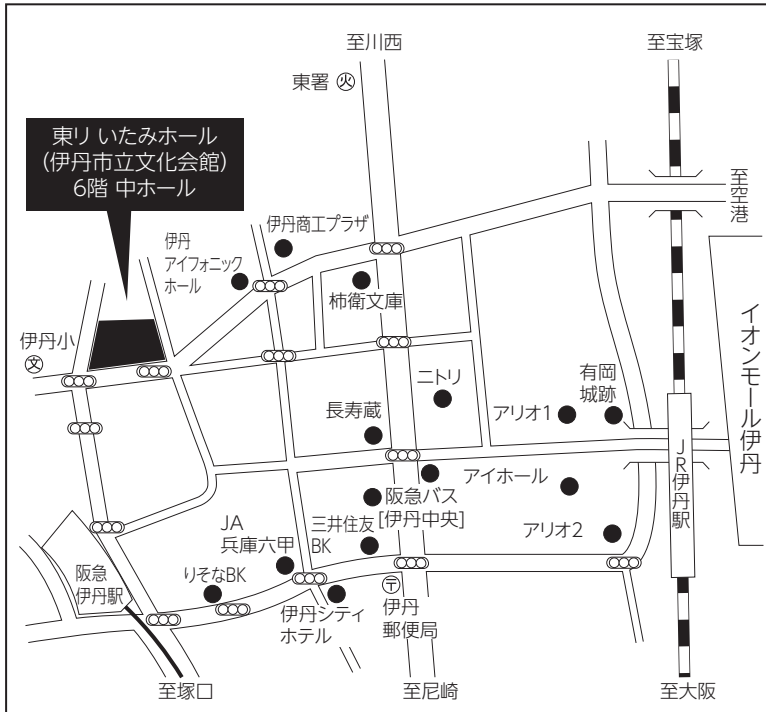
当社は、株主及び投資家、地域社会、取引先、従業員等の各ステークホルダーとの間の良好な関係を保ちながら、コーポレートガバナンスの充実に努め、次の100年を目指せる企業体にしていきます。当社の意思決定の透明性・公正性を確保して実効的なコーポレートガバナンスを実現していきます。

当社コーポレートガバナンス・ガイドラインの内容は、当社ウェブサイト (<https://www.okk.co.jp/company/governance.html>) に掲載しております。

## 第161回定時株主総会会場ご案内図

**会 場** 兵庫県伊丹市宮ノ前一丁目1番3号  
東りいたみホール 6階 中ホール  
(午前9時30分 受付開始)

**交 通** ● J R 伊丹駅より西へ徒歩約8分  
● 阪急伊丹駅より北へ徒歩約3分  
会場の近くに市営駐車場がありますが、  
有料となります。



※昨年の会場が建屋の大規模改修工事により使用できませんので、本年は会場が変更となっております。お間違えのないようご注意ください。  
※会場敷地内は禁煙となっておりますので、ご了承のほどお願い申し上げます。

(ご照会先) ○ K K 株式会社 総務課  
〒664-0831 兵庫県伊丹市北伊丹八丁目10番地1  
電話 072-782-5121

